

議第51号

三島市介護保険条例の一部を改正する条例案

三島市介護保険条例（平成12年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び」を削り、「20,600円」を「16,500円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「20,600円」を「16,500円」に、「31,600円」を「24,700円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「20,600円」を「16,500円」に、「39,800円」を「38,500円」に改める。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第2項から第4項まで及び次条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

第2条 令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和2年6月9日提出

三島市長 豊岡 武士